

駐車監視員活動ガイドライン

(令和6年9月19日策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。) 本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道225号(大学病院入口交差点～谷山港区入口交差点の間)	8時30分～24時

重点路線

◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
市道(旧街道・JR南鹿児島駅付近～笹貫交差点の間)	8時30分～24時
市道(紫原七丁目交差点先～日之出町交差点、紫原五丁目交差点～一本桜交差点の間)	8時30分～24時
国道225号(南鹿児島駅入口交差点～大学病院入口交差点の間)	8時30分～24時
国道225号(新川橋交差点～南鹿児島駅入口交差点の間)	8時30分～24時
国道225号(谷山港区入口交差点～和田坂交差点の間)	8時30分～24時
県道郡元鹿児島港線(産業道路入口交差点～交通安全教育センター前交差点の間)	8時30分～24時
県道鹿児島・加世田線(笹貫陸橋交差点～西谷山小前交差点の間)	8時30分～24時
市道宇宿本通線(脇田橋交差点～向陽小入口交差点の間)	8時30分～24時
市道小松原山田線(南警察署前交差点～皇徳寺団地東口交差点の間)	8時30分～24時
市道谷山支所前線(谷山支所前交差点～農協一条支所前交差点の間)	8時30分～24時
市道紫原団地91号線(志学館大学周辺～紫原交番前交差点の間)	8時30分～24時
市道小松原団地4号線(小松原団地公園周辺～小松原団地の間)	8時30分～24時
市道笹貫55号線(宇宿駅周辺 指宿枕崎線と鹿児島市電に囲まれた路線)	8時30分～24時

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
国道225号と産業道路に囲まれた地域(谷山市街地周辺)	8時30分～24時

重点地域

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
国道225号と産業道路に囲まれた地域(小松原地区)	8時30分～24時
市道(旧街道)とJR線路に囲まれた地域(脇田・笹貫地区)	8時30分～24時
市道(紫原七丁目交差点～日之出町交差点及び紫原五丁目交差点～一本桜交差点に囲まれた地域)	8時30分～24時
国道225号と産業道路に囲まれた地域(東郡元・新栄・東開地区)	8時30分～24時
市道(旧街道)とJR線路に囲まれた地域(宇宿市街地)	8時30分～24時
JR線路と県道鹿児島加世田線・市道笹貫56号線・笹貫線に囲まれた地域	8時30分～24時
国道225号と産業道路に囲まれた地域(和田名地区)	8時30分～24時
国道225号と市道木之下慈眼寺団地に囲まれた地域(和田地区)	8時30分～24時
産業道路と新川に囲まれた地域(東郡元・新栄地区)	8時30分～24時
JR線路と県道鹿児島加世田線に囲まれた地域(西谷山地区)	8時30分～24時
JR線路と県道鹿児島加世田線及び市道木之下慈眼寺団地に囲まれた地域(谷山中央地区)	8時30分～24時

鹿児島南警察署